前橋市ショップ・モビリティ支援業務委託事業仕様書

１　件名

前橋市ショップ・モビリティ支援業務委託事業

２　履行場所

前橋市内

３　業務実施期間

契約締結日　令和４年４月２５日

委託期間　　令和４年４月２５日から令和５年３月３１日

４　委託料

　委託料の上限額　２,０００千円(消費税及び地方消費税含む。)

５　業務目的

Withコロナでの「新しい生活様式」に向け、キッチンカーなど様々な業態のモビリティ（以下「ショップ・モビリティ」という。）へのチャレンジのハードルを下げるため、出店場所の調整や紹介に加え、開業支援や経営アドバイス、広報支援などを総合的にサポートし、市民サービスの向上及び市内事業者の業態多角化を促し、本市経済の活性化を図ることを目的とする。

６　業務の内容

（１）ショップ・モビリティ支援の企画立案

本業務の趣旨を踏まえ、市内飲食事業者に向けた、キッチンカー事業への業態転換、開業及び多角化を促進するとともに、新たなモビリティビジネスへの挑戦及び育成支援等について企画立案し提案する。企画立案にあたっては、資金面からの支援を実施できるようにすることとし、必要に応じて事業者説明会を検討すること。なお、実施内容については、提案を基に本市と協議の上決定すること。

（２）ショップ・モビリティ事業者創出・育成

ショップ・モビリティ事業を希望する者への現場視察や勉強会、開業した者への経営相談や営業アドバイスなどを行うこと。また、同業者をはじめ、異業種の事業者や関係機関、商店街組織等との関係づくりに取り組むこと。

（３）ショップ・モビリティ出店場所の提案・開拓

ショップ・モビリティ出店場所として、本市が提示する本庁舎北側や保健所、前橋駅前広場のほか、市有公園等のみならず、一定程度集客が見込める民有地や公開空地等の提案、開拓に取り組むこと。なお、市道や県道などの公共空間を活用する場合は、公益財団法人前橋市まちづくり公社（都市再生推進法人）や所管部署と出店に向けた協議や調整を行うこと。

＊上記提案にあたり、出店エリアについては、出店想定エリア図（別紙１）を参照

（４）ショップ・モビリティ出店調整・会場運営

ショップ・モビリティ事業者の出店希望に応じ、ショップ・モビリティの出店調整を行うとともに、出店に係る手続き等の取りまとめを行うこと。また、出店場所近隣の商店街組織等と連携を図るとともに、出店当日の会場運営を適切に行うこと。

ア　本市が提示する市有公園等及び公共空間や上記（３）の業務で開拓した民有地等の出店可能場所・日時とショップ・モビリティ事業者の出店希望場所・日時の調整を行うとともに、ショップ・モビリティ事業者からの出店に関する相談等に対し適切な対応を行うこと。

イ　本市が実施するイベントや事業への出店調整を行うとともに、ショップ・モビリティ事業者からの出店に関する相談等に対し適切な対応を行うこと。

ウ　各出店場所における会場運営・調整

　・出店規模に合わせて人員を配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。

　・出店場所の準備物品等については、受託者の責任と負担において確保する

こと。

　・出店場所として、本市が提示する市有公園等及び公共空間や上記（２）の

業務で開拓した民有地等の使用にあたり、必要に応じて関係機関及び所

管部署と協議・調整を行うこと。

　・出店場所近隣の商店街組織等と連携しながら、地域との調和が図られる出

店を行うこと。

　・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、衛生管理等に十分配慮すると

ともに、待機列の発生が想定される場合は、地面に目印を置くなどにより

利用者同士が適切な距離（１m以上）を保てるよう対策を講じること。また

、飲食スペース（椅子・テーブル等）を設置する提案を行う際は、感染症

対策を含めた計画を提出すること。

（５）情報発信・広報

ア　ホームページ及びSNSページ等を活用した広報業務

ショップ・モビリティ事業者の紹介や出店情報等を広報するため、以下のコンテンツを含め、効果的な広報を行うこと。

　・上記（２）で実施した業務の募集や状況

　・ショップ・モビリティ出店スケジュール（上記（４）の業務）

イ　各種広報媒体での広報業務

　上記コンテンツ及びその他本業務に関わる広報を必要に応じてホームページ等以外の各種広報媒体も活用し効果的に行うこと。

（６）アンケート調査

　本業務にて実施するショップ・モビリティ出店事業者及び利用者に対し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすとともに、成果報告書にその結果を記載すること。

（７）成果報告書の納品

　本業務終了時には、（１）から（６）の実施結果等について報告すること。なお、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容や、ショップ・モビリティを定期的に出店する仕組みやショップ・モビリティ事業の継続可能性、自走化の実現に向けた課題等の見解、提言を記載すること（ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ）。

（８）その他

ア　本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

の観点から、ショップ・モビリティ事業者に対し衛生管理等において相応の

対応を求めるとともに、各出店場所においては受託者の責任において感染

拡大防止に努めること。

イ　本業務運営に係る事業者や地域住民等からの各種問い合わせに対し、受

託者の責任において真摯に対応すること。

ウ　本業務以外に委託者等が行う類似事業との連携を図るよう努めること。

エ　個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポ

リシー及び情報管理体制を整備すること。

オ　本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたる

こと。

７　その他留意事項

（１）本仕様書にないものは、委託者と受託者の協議により決定する。

（２）受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打ち合わせを行い

、業務の目的を達成すること。

（３）受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。

（４）受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、委託者に報告するとともに

、進捗確認や業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。